

(補説) 施行当初にサービスマーク登録制度導入時のように既使用商標の優先・重複登録という経過措置を設けず、平面登録商標と抵触する立体商標の商標登録出願を拒絶することとした理由

- (1) 立体商標と平面商標との類似関係を認めずに、平面登録商標と抵触する立体商標であっても拒絶せずに登録すると、同一又は類似の商品・役務について相互に類似の立体商標と平面商標を異なる者が所有する事態も多数想定され、商標権の権利範囲が狭小化するのみならず、需要者に対して多大な混乱を生じさせるおそれがあること。
- (2) サービスマーク登録制度導入時の優先・重複登録は先願主義を採用する我が国商標制度上極めて例外的な措置（施行当初に出願が多数集中することによる事務処理上の混乱を回避するための特例措置）であったこと。
- (3) 既使用の立体商標については継続的使用権を認めることにより本改正法施行前に蓄積された相当の営業上の信用は十分に保護されること。

(2) 一出願多区分制導入に伴う経過措置

(商標登録出願についての経過措置)

第三条 商標登録出願がこの法律の施行前にされた場合の当該出願において指定された商品及び役務の区分に関する審査については、新商標法第六条第一項及び第二項並びに第十五条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

本条は、改正法施行前にされた商標登録出願に係る指定商品・役務の審査に関する経過措置について規定した。すなわち、この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願については、一出願について複数区分の指定を可能とする「一出願多区分制」を採っていないことから、権利の客体たる指定商品・役務の区分の審査については、従前の例によることとしたものである。こ

のようにしないと、改正法施行前から多区分を指定した出願がなされることも予想され、料金体系、審査体制等に支障が生ずる懸念があるからである。

第2項は、今回の改正で通常の商標登録出願と同様「一出願多区分制」を導入した防護標章登録出願についても、同じ扱いとすることとしたものである。

(3) 連合商標制度廃止に伴う経過措置

(連合商標についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している連合商標の商標登録出願又は現に存する連合商標に係る商標権は、この法律の施行の日において新商標法による商標登録出願又は商標権となつたものとみなす。

本条は、今回の改正において廃止した連合商標制度の経過措置について規定した。すなわち、この法律の施行の際現に特許庁に係属している連合商標の商標登録出願又は現に存する連合商標に係る商標権は、不使用商標対策の実効性を確保するという観点より、この法律の施行の日において改正後の商標法による商標登録出願又は商標権となつたものとみなすこととしたものである。

なお、特許庁が出願について行った処分についての争いが裁判所に係属している間も、出願自体は「特許庁（審判）に係属」している（裁判所は行政処分の是非について判断するのであるから、出願そのものは裁判所には移行しない）と解される。

ちなみに、連合商標の出願料は通常の商標の出願料よりも高額であるので、本条により通常の商標登録出願とみなされる連合商標の商標登録出願の出願料金の差額分の扱いについて問題となりうるが、これについては返還しないこととした。改正前の商標法において連合商標登録出願に係る出願料金を高めに設定していた理由が、当該出願についての事務処理や審査等の負担が通常の商標登録出願より大きいためであるところ、改正法施行時に特許庁に係属している連合商標登録出願については、その出願後に行われる連合商標についての出願

データの入力作業、方式審査及び内容審査において、すでにその差額は消費したと考えられるからである。

(4) 団体商標制度導入に伴う経過措置

(団体商標についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人又はこの法律の施行前にされた商標登録に係る商標権者が新商標法第七条第一項に規定する法人であるときは、その商標登録出願人又は商標権者は、その商標登録出願又は商標登録を団体商標の商標登録出願又は団体商標の商標登録に変更することができる。ただし、この法律の施行の日から一年以内に特許庁長官にその旨を申し出た場合に限る。

2 前項の規定により商標登録を団体商標の商標登録に変更しようとするときは、その旨を記載した書面及び新商標法第七条第三項に規定する書面を変更の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があった場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条、第十条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があった場合の附則第十六条第一項第二号（附則第十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使

用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

本条は、団体商標制度導入に関する経過措置を定めている。

団体商標については、登録を認めかつ保護することがパリ条約上の義務となっており、改正前においても、使用許諾制度によって実質的には保護されてきたものである。このため、旧法（大正10年法）時に登録された団体標章（昭和34年の法改正の際に、商標法施行法により、旧法による団体標章権は新法による商標権とみなされ、団体標章登録出願は商標登録出願とみなされた。）はもとより、施行前にされた商標登録出願や商標登録に係る商標の中にも、実体的には団体商標である商標が含まれているものと考えられる。

第1項は、このような実情を踏まえ、この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人又はこの法律の施行前にされた商標登録に係る商標権者が改正後の商標法第7条第1項に規定する法人であるときは、その商標登録出願人又は商標権者は、施行の日から1年以内（平成10年3月31日まで）に特許庁長官にその旨を申し出た場合に限り、その商標登録出願又は商標登録を団体商標の商標登録出願又は団体商標の商標登録に変更することができることとしたのである。変更手続を「施行日から一年以内」に限ったのは、我が国が近い将来マドリッド・プロトコルへ加入することをも想定すると、なるべく早い段階で整理しておくことが望ましいと考えたことによるものである。

施行日前の団体商標の商標登録出願は、その処分時が施行日の前か後かにかかわらず、一切認められない。本条第1項は、これを前提とした規定である。また、施行日から1年経過後に、商標法第11条第2項の規定に基づいて、施行前の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することも認められない。これを認めると、出願日が施行前に遡及し、結果的に施行日前に団体商標の商標登録出願を許容することとなり、このような出願を一切認めないこととしている上記の考え方に反することとなるからである。（言い換えれば、商標法第11

条第2項の規定に基づく出願の変更は、この改正法の施行日以後に出願されたものについて可能ということである。)

第2項は、第1項の規定により商標登録を団体商標の商標登録に変更する場合の申し出の手続として、その旨を記載した書面及び改正後の商標法第7条第3項に規定する書面(団体商標登録を受ける適格がある法人であることを証明する書面)を変更の登録申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない旨を定めている。

なお、本項では、第1項の規定によって商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更する場合の手続については触れていないが、この場合も同じ扱いとなる。すなわち、商標法第11条第2項による通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更する場合にも、法律上にその旨の規定がなくても当然に同第7条第3項に規定する書面を必要とするのと同様の考え方に基づくものである。もっとも、いずれの場合についても、省令(様式)上にはその旨が規定されている。

ちなみに、第1項の規定により、商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更し、又は商標登録を団体商標の商標登録に変更するに際しては、手数料及び登録免許税は不要である。

第3項及び第4項は、サービスマークの重複登録に伴う調整措置として設けられた平成3年改正法附則第9条(混同を防ぐための表示)、第10条第1項(商標登録の取消しの審判の特例)及び第11条第1項(不正競争防止法の適用)並びに改正法の附則第11条第2項(存続期間の更新の特例)及び第16条第1項第2号(拒絶の査定又は審決前の使用による商標の使用をする権利)(なお、改正法の附則第11条第2項及び第16条第1項第2号は、今回の改正において平成3年改正法附則第8条を削除したことに伴って設けられたものであるが、重複登録に伴う調整措置としての趣旨は平成3年改正法附則第8条と同様である。)に關係する規定である。

すなわち、第1項の規定により、施行前にされた商標登録出願や商標登録に係る商標についても団体商標への変更を認めることとしたため、重複登録に係

る商標が団体商標に変更されることも生じ得る。このため、重複登録に伴う調整措置に関する規定の適用においては、団体構成員を通常使用者と同等に扱うこととしたのである。

(補説) 旧法(大正10年法)下で団体商標として登録され現行法(昭和34年法)制定時に通常商標とみなされ現在も存続している登録商標を、改正法施行に際して自動的に団体商標とみなさない理由

旧法(大正10年法)下で団体標章として登録された商標であっても、改正法施行の際にその商標権者が商標法第7条第1項に規定する条件を満たしている法人(民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人)とは限らない。このため、自動的に団体商標とみなすことをせず、商標法第7条第1項に規定する法人が施行の日から1年以内に特許庁長官に申請をした場合に限り、団体商標への変更を認めることとしたのである。

(5) 商標登録後の異議申立制度の導入に伴う経過措置

(登録異議の申立てについての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願(出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があったものに限る。)及びこの法律施行前にされた商標登録についての登録異議の申立ての規定の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、防護標章登録に準用する。

本条は、商標権付与後の異議申立制度導入に伴う経過規定を定めたものである。今回の改正においては、迅速な権利付与の観点から、商標権付与前の異議申立制度を廃止し、商標権付与後の異議申立制度を導入することとしたが、迅速

な権利付与のニーズは改正法の施行前にした商標登録出願にも存する。このため、商標権付与後の異議申立制度は、改正法の施行前にした商標登録出願についても適用することとした。ただし、すでに出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があって、商標権付与前の異議の対象になった出願又は対象になるべく準備に入っている出願、及び商標権付与前異議の手続を経て商標登録されているものについては、更に改正後の付与後異議制度をも適用することは適当でないため、こうした商標登録出願並びに商標登録は除外することとした。

第2項は、第1項の規定を防護標章登録にも準用する旨を規定したものである。

(6) 存続期間の更新登録制度改正に伴う経過措置

(商標権の存続期間の更新登録についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に係る審査、登録料の納付及び登録については、なお従前の例による。

2 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に存続期間が満了した商標権であって、第一条の規定による改正前の商標法（以下「旧商標法」という。）第二十条第二項に規定する期間内に更新登録の出願がされなかったものの当該期間経過後の存続期間の更新登録の出願をすることができる期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた更新登録の出願に係る登録料の納付については、新商標法第四十一条の二第二項から第五項まで（登録料の分割納付）並びに第四十三条第三項及び第四項（割増登録料）の規定を準用する。この場合において、新商標法第四十一条の二第二項中「商標権の存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の

査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、「十万千円に区分の数を乗じて得た額」とあるのは「八万七千円」と読み替えるものとする。

- 4 第一項及び第二項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第二項中「第一条の規定による改正前の商標法（以下「旧商標法」という。）第二十条第二項」とあるのは、「旧商標法第六十八条第三項において準用する第二十条第二項」と読み替えるものとする。

本条は、商標権の存続期間の更新登録制度の改正に伴う経過措置について規定したものである。

第1項は、今回、①商標権の存続期間の更新登録出願の制度及びその実体審査を廃止し、②設定登録料を一出願多区分制の料金体系に改正し、③商標権の存続期間について更新登録の出願により更新されたものとみなす旨の規定を削除する等の改正がされたところ、改正法の施行前に商標権の存続期間の更新登録の出願が行われたものについては、こうした改正事項は適用されず、なお改正前の規定に従って審査、登録料の納付及び登録の手続が行われる旨を規定したものである。

第2項は、改正法施行前に存続期間が満了した商標権について、その回復は改正前の商標法第20条第3項の規定を適用する旨を規定したものである。今回の改正においては、商標権の存続期間の更新登録の申請は存続期間満了後6月以内も可能とし、さらにその期間経過後であっても本人の責めに帰さない理由による回復の規定が新たに設けられたが(第21条)、この規定は改正法の施行後の商標権の存続期間の更新登録の申請から適用する旨を規定したものである。

なお、本項中の「平成八年四月一日から」は、今回の改正で存続期間が満了した商標権について回復が認められるのは「存続期間満了後六月以内に不責事由により更新申請ができなかった場合におけるその期間の経過後六月以内」ということになっていることから(商標法第21条第1項)、施行日より1年以内で

あっても適用がないことを明確にするため確認的に規定したものである。

第3項は、改正法施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に係る登録料の納付については、改正法に規定する分割納付及び分割納付による後半分の登録料に係る割増登録料についての規定を準用する旨を規定したものである。分割納付は、金銭的インセンティブを通じて不使用商標の累積を抑制するために導入された制度であり、商標権者にとっても、存続期間の途中で見直しの機会が得られる上に、短ライフサイクル商品に係る商標については従来より低廉な料金で登録することができるというメリットがあることから、係属中の商標権についても適用することとしたものである。

なお、施行前の更新出願に関する更新登録料を施行後に納付する場合の料金は、一括納付については改正前の更新登録料「13万円」、分割納付については前半分及び後半分それぞれ「8万7千円」である。

第4項は、第1項及び第2項の規定を防護標章登録に基づく権利に準用する旨を規定したものである。

(7) 商標登録の無効審判制度改正に伴う経過措置

(商標登録の無効の審判についての経過措置)

第八条 この法律の施行の際に新商標法第四十六条第一項第五号に該当するものとなっている商標登録についての商標登録の無効の審判における新商標法第四十六条の二第一項の適用については、同項中「その商標登録が同号に該当するに至つた時」とあるのは、「平成九年四月一日」とする。

2 この法律の施行の際現に存する商標権についての新商標法第四条第一項第十五号に該当することを理由とする商標登録の無効の審判の請求をすることができる期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定は、防護標章登録に準用する。

本条は、改正法施行前から生じていた後発的な不登録事由をもって請求された無効審判について、商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合の効果及び無効審判の請求に係る除斥期間についての経過措置を規定したものである。

第1項は、今回の改正で商標権の存続期間の更新時における実体審査を廃止したことに対応して、商標登録の無効審判に新たに後発的な無効事由として商標法第4条第1項第1号から第3号、第5号、第7号又は第16号に該当するに至った場合を規定したこと（第46条第1項第5号）に関する経過措置である。すなわち、改正法の施行前から生じていたこれらの後発的な不登録事由を理由として請求された無効審判における商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合の効果遡及については、改正法の施行日から存在しなかったものとみなすこととしたものである。

第2項は、今回の改正で、商標法第4条第1項第15号の規定に違反することを理由とする無効の請求については、同法第47条において不正の目的で商標登録を受けた場合には除斥期間の適用をしないこととしたが、施行の際現に存している商標登録に対しては従前どおり除斥期間（5年）の適用があることとしたものである。登録後5年を経過すれば無効にされることなく安心して使用できるといった商標権者の期待を考慮したものである。

第3項は、第1項の規定を防護標章登録に準用する旨を規定したものである。

(8) 存続期間の更新登録無効審判の廃止に伴う経過措置

（存続期間の更新登録の無効の審判についての経過措置）

第九条 この法律の施行前にした商標権の存続期間の更新登録については、旧商標法第四十八条及び第四十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

本条は、改正法施行後であっても、改正法施行前にした商標権の存続期間の更新登録については、これを無効にすることについて審判を請求することができる旨及び無効審判請求の除斥期間の適用がある旨を規定したものである。